

佐野市運動公園プール指定管理者業務仕様書

業 務 の 概 要

この仕様書は、指定管理者が佐野市運動公園プールの管理運営を行うことに関して、業務内容及び、履行方法について定める。

1 所在地

佐野市赤見町 2 1 3 0 番地 2

2 管理運営業務期間及び時間

管理運営期間 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日

(1) 開設準備期間 開設期間前 1 週間

(2) プール開設期間 市の区域内に存する小学校・中学校・義務教育学校の夏季休業日

(3) 閉設後の整理期間 終了後随時

(4) 利用時間 午前 9 時 0 0 分 から 午後 6 時 0 0 分 まで

3 管理運営業務内容

開設前の準備、清掃、開設期間中の運営及び閉設後の整理

個別的業務項目（業務内容は別紙のとおり）

I 開設前の準備、清掃及び閉設後の整理

II 総括責任者業務

III 監視業務

IV 警備業務

V 機械設備運転保守管理業務

VI 食堂業務

VII 建物、施設清掃業務

4 管理運営業務に係る費用の負担区分

管理運営業務で使用する電気・水道・ガス・電話料金は、指定管理者の負担とする。

5 備品の貸与

必要な備品を無償で貸与する。

6 提出書類

- ・各作業マニュアル、業務履行計画書、人員配置表を作成し、開設期間前に佐野市に提出する。
- ・緊急時対応マニュアル及び、本仕様書に規定された資格証の写し等の類を作成し、開設期間前に佐野市に提出する。
- ・本仕様書に規定された報告書及び、管理業務履行に関して佐野市から求められた書類については、速やかに作成し提出する。

各仕様書における共通事項

- 1 業務、作業の実施にあつては、施設の目的を達成できるよう管理を行なうため、常時総括責任者を配置し、管理運営業務を完全に遂行するとともに、常に火災、盗難その他事故の発生することのないよう十分注意すること。
- 2 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行なうこととし、特定の個人や団体に対し、有利又は不利になるような取扱はしないこと。また、利用者の立場で管理を行ない、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービス向上に努めること。
- 3 建物、備品等を破損した時は、直ちに佐野市に連絡し、その指示に従うこと。業務従事者については常に教育訓練に努め、従事内容の向上に努める。
- 4 勤務中は、指定したものを着用し、監視等業務員は、ハンドマイク及び警笛を携帯すること。
- 5 管理業務に関して知ることのできた個人情報等を、他人に漏らさないこと。
- 6 施設、機器、設備等の異常又は故障等が発生した時は、応急処置をとり速やかに佐野市に報告すること。
火災、地震、停電等の非常事態発生時には、直ちに機敏な措置をとり佐野市に報告すること。
- 7 勤務者は、溺者救助、緊急時の避難誘導の訓練を受け、事故防止及び発生時の適切な対応、処置をすること。
- 8 開場前、閉場後における管理棟、プール内外の安全を確認すること。
- 9 業務従事者の配置にあたっては、管理運営に必要な責任者を選任し、有資格者及び経験者等、適切な人選を行なうこと。
- 10 開場前、閉場後に管理棟及びプール内外の清掃すること。
- 11 勤務者の出勤人数を業務に分類、記入して毎日記録すること。
- 12 この仕様書に定めのない事項や、記載内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて佐野市と指定管理者が協議するものとする。

業 務 内 容

I 開設前の準備、清掃及び整理業務仕様書

プール利用者が適正かつ快適に使用できるよう、安全衛生管理に十分配慮すること。

1 業務箇所

オープン前の準備、清掃、整理 5名以上を配置する

2 開設前の準備

準 備 箇 所	準 備 内 容
① 事務室・医務室 監視室・休憩室 監視塔・湯沸室 券売場・更衣室 洗面所	ア.テーブル、椅子の備え付け イ.諸注意、予定板の掲示 ウ.監視業務用ハンドマイク、双眼鏡、 無線機等の確認 エ.血圧計、担架、医薬品等の確認 オ.清掃用具等の確認
② 玄関・ホール	ア.予定板等の掲示 イ.検札箇所の確認
③ 管理棟前	ア.テント張り及び日よけの設置 イ.自動券売機の設置 ウ.自転車置場の整備 エ.従業員駐車場の整備 オ.駐車場等各案内板の設置
④ プールサイド	ア.ビーチパラソル、テーブル据え付け イ.椅子、ベンチの清掃整備 ウ.クズ入れ エ.監視台の据え付け オ.規制標識の取り付け カ.清掃用具等の確認

準 備 箇 所	準 備 内 容
⑤ そ の 他	ア.格納庫の整理と格納物の確認 イ.レストスペースの清掃 ウ.プール内外の日よけの設置 エ.その他、プール開設準備に必要な事項

4 開設前の清掃

建物、清掃業務仕様書の日常作業のとおり。

5 閉設後の整理

(1) 開設期間中に用いた機械類その他の用具は数を確認し、記録し開設前の保管場所に戻すこと。

(2) 機械類については、調整点検を行い、来年度円滑に作動するようにして格納すること。

なお、その整理の終了時にも清掃すること。

(3) 統括責任者は業務終了後確認を行う。

II 総括責任者業務仕様書

1 業務内容

プール管理運営にあたって、業務内容を総括的に把握し適正に履行するものとする。

- (1) 管理棟、プール内外の総括管理を行なうとともに、各セクションと連携を密にし各業務の指導監督を行い、業務遂行に遺漏のないよう万全を期す
- (2) 管理棟、プールにおける禁止行為の制止指導
- (3) 閉場後における電気、ガス、水道の点検
- (4) 開場中における電話等の対応、及び必要に応じて関係者への連絡
- (5) 鍵の保管及び鍵の貸出し授受の確認
- (6) 建物、設備の破損及び不良箇所の発見報告
- (7) 消火設備、器具備品の点検
- (8) 不測の事故に対する臨機応変な処理及び連絡
- (9) 管理棟、設備の出入扉の開閉確認
- (10) 入場者の苦情、迷子、紛失物、拾得物の対応、処理及び記録
- (11) 気象台等より雷等の情報の収集・対応
- (12) 市の指定する者への業務連絡、業務報告
- (13) 溺者等救助及び緊急時避難誘導の指導訓練を記録報告
- (14) 前日に、管理運営予定表の提出・協議
- (15) 毎日1回開場前に、業務の内部打合せの実施
- (16) 業務日誌の作成報告
- (17) その他総括管理

4 資格内容等

プールの安全及び衛生に関する知識を持った者を担当者とする。

(公的講習会の受講者、履歴書を添付。)

III 監視業務仕様書

1 業務箇所

- (1) 監視業務責任者
- (2) 衛生管理者
- (3) プール監視
- (4) 巡回
- (5) 検札
- (6) 更衣室 (男・女)
- (7) 洗体槽
- (8) 放送
- (9) 看護師

2 業務内容

(1) 監視業務責任者

- ① 監視業務における責任者で総括責任者に事故ある時は、代行すること。
- ② 衛生管理者を兼ねることができる。
- ③ 各勤務者の目的意識を高め、仕事に誇りと責任を持つよう指導教育すること。
- ④ 各勤務者に不測の事故に対する的確な状況判断と、適切な処置のできるよう指導訓練すること。
- ⑤ 建物、施設の清掃業務も兼ねる。

(2) 衛生管理者

- ① 安全及び衛生管理の責任者で監視業務責任者に事故がある時は、代行すること。
- ② 監視業務責任者を兼ねることができる。
- ③ 総括責任者、監視業務責任者、プール監視員、看護師及び機械技術者と協力連携し、プール衛生、安全管理にあたること。

(3) プール監視

- ① 開場時のプール内外の事故防止及び発見時の応急処置と連絡
- ② 閉場後のプール内の点検及び清掃、備付け備品等の点検保管
- ③ プール規則（使用者の遵守事項）の徹底
- ④ 天候の把握と雷検知機の監視

(4) 巡 回

- ① 管理棟プール内外の保安警備、特に火災盗難の防止
- ② 開場時のプール内外の事故防止及び発見時の応急処置と連絡
- ③ 閉場後のプール内の点検及び清掃、備付け備品等の点検保管
- ④ プール規則（使用者の遵守事項）の徹底
- ⑤ 管理棟、プール内外における禁止行為の制止
- ⑥ 迷子の保護と処置及び異常者等の発見と処置

(5) 検 札

- ① 使用券の確認及び幼児入場者の把握
- ② 使用券の整理
- ③ 入場禁止者の制止
- ④ プールサイド持込物の監視

(6) 更衣室

- ① 更衣室内の盗難防止と清潔の保持
- ② ロッカー使用の指導
- ③ ロッカー内の点検清掃

(7) 放 送

- ① 放送設備の点検
- ② プール使用上の注意事項の放送
- ③ 非常時の避難放送
- ④ 業務連絡及び音楽の放送

(8) 看護師

- ① 入場者の疾病の応急手当と連絡
- ② 応急手当と記録

3 資格内容

(1) 責任者

- ① プール水泳監視の経験を有する者を担当者とする。
- ② 水上安全救助員等（日本赤十字社）の有資格者（当該資格者証の写しを添付）

(2) 衛生管理者

プールの安全、衛生に関する知識、水質に関する基礎知識及びプール水の浄化消毒についての知識を有すること。

（履歴書添付）

(3) プール監視及び巡回

水上安全法（日本赤十字社等で行う事故防止や救助手当の方法等）を受講している者

(4) 看護師

看護師として3年以上の経験を有する者

（資格証明書の写しを添付）

Ⅳ 警備業務仕様書

1 業務箇所等

(1) 夜間警備

2 勤務時間

(1) は午後 6 時～午前 8 時

なお期間は、開設準備期間から開設終了日まで

3 業務内容

プール諸設備について、火災、盗難、破壊、その他を防止するとともに、不正若しくは不当な加害行為を予防、発見、防止し、人命財産の保護及び風紀、規律に努め、施設の安全かつ円滑な管理運営を行なう。

(1) 夜間警備

- ① 閉場後における保安警備、特に火災盗難の防止
- ② 閉場後における侵入者の監視、危険物の投棄を防止
- ③ 閉場後における電気、ガス、水道の点検
- ④ 閉場後における電話、電報、郵便物の受理及び必要に応じ関係者に連絡
- ⑤ 鍵の保管及び貸出し授受の確認
- ⑥ 建物、設備の破損及び不良箇所の発見報告
- ⑦ 消火設備、器具備品の点検
- ⑧ 不測の事故に対する臨機応変の処理及び連絡
- ⑨ 管理棟、設備の出入扉の開閉確認
- ⑩ 警備日誌の作成

Ⅴ 機械設備運転及び保守管理業務仕様書

1 機械技術者の任務

プール各機械設備の、安全かつ良好な運転ならびに保守整備を行い、その機能を十分発揮するよう常に事故の予防に努めるとともに、各機械の耐久化を図るものとする。

- (1) 各機械の運転及び監視
- (2) 各機械の点検調整と清掃及び機械室内外の清掃
- (3) 各機械の異常音等の発見及び調整と報告
- (4) 各機械の漏電の点検、測定、記録
- (5) 各計器類の点検、測定、記録
- (6) 薬品の調整、管理及び使用の記録
- (7) 消耗品、予備品等の受入保管及び使用の記録
- (8) 各プールの水質管理
- (9) 気温、各プール等の水温、残留塩素は1時間おきに測定し記録を掲示する
- (10) シャワー室、洗面所等の管理（消毒・殺菌）
- (11) 電気、水道、ガス、薬品、その他消耗品の節約に努める
- (12) その他必要な事項

2 機械技術者は下記の事項を遂行する

- (1) ダイヤフラムやグランドパッキン等の交換
- (2) 洗面所その他水漏れの修理
- (3) 便器、シャワーのバルブの修理及び調整
- (4) 湯沸器、風呂場の修理
- (5) ドアチックの修理
- (6) 窓サッシ、ブラインドの修理
- (7) その他少額の修理

3 技術者の編成及び勤務要領

(1) 編成

機械技術者

(2) 勤務時間

機械技術者は準備期間、開園期間中毎日

但し、準備期間については機械技術者1名

(3) 業務内容

- ① プールの水質管理、給排水、衛生設備の総責任者として一人は常時事務室に在室し、機械関係の作業に従事する。
- ② 開場前に電気、機械関係を点検し各プールの水質管理をし、開場に際し万全を期する。
- ③ 運転機器類の運転状況を記録する。
- ④ 補機類及び施設内の機器関係の営繕にあたる。
- ⑤ 流水プール・チビッコプール・多目的プールの衛生基準については厚生労働省「遊泳プールの衛生基準について」従うこと

4 資格内容

- (1) 電気、機械関係の高校を卒業し3年以上の経験を有する者（卒業証明書（写し）を添付）
- (2) 水質検査（残留塩素濃度測定）ができる者

Ⅵ 食堂業務仕様書

1 設置場所

運動公園プール

2 設置期間

プール開設期間内

※設置の有無については指定管理者で決定し、市の許可を得ること。

3 食堂開設時間

午前9時～午後5時まで。ただし、天候等の状況に応じて、食堂の開設時間を変更できるものとする。その際は、市の許可を得るものとする。

4 業務内容

(1) 食堂

i 販売商品

- ① 食品衛生関係法令に規定する基準に適合した食品類であること。
- ② アルコール類は不可とする。

(2) 自動販売機

i 販売内容

- ① 缶、ペットボトル等の清涼飲料水（ただし、ビン、アルコール類不可）。
- ② 商品については、多種多様な飲料を取りそろえること。
- ③ 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること。

ii 自動販売機の種類・外観等

- ① 著しく外観を損なわないもの
- ② 省エネルギータイプのもの

5 管理運営

設置する売店又は自動販売機について、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす管理運営を行うものとする。

(1) 食堂

- ① 容器、食べ残し等は、指定管理者が回収すること。
- ② 売店及びその周辺の清掃は、指定管理者の責任のものに行い、排出したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- ③ 事故等が発生した場合は、指定管理者は直ちに市に連絡するとともに、その指示に従い事故処理にあたること。
- ④ 指定管理者は、設置施設又は第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負うこと。
- ⑤ 販売商品及び売店備品の管理は、指定管理者の責任とし、火災、盗難及

びその他不可抗力による災害に対しても市は一切の責任を負わないものとする。

(2) 自動販売機

- ① 適切に確認を行い、売り切れ状態等が無いようにすること。
- ② 故障・苦情に対して、速やかに対応すること。
- ③ 空容器の回収に努めること。また、空容器は、すべて分別しリサイクルを行うこと。
- ④ 商品の搬入・搬出時に利用者の迷惑にならないようにすること。

6 施設使用料

次に掲げる、使用料を指定された期日までに市に支払うこと。

- ① 自動販売機等設置使用料
- ② 食堂使用料

佐野市行政財産使用料条例より1箇月につき売上額の20%

VII 建物施設、清掃業務仕様書

1 日常作業

プール施設を衛生的に保持し、利用者に常に清潔かつ快適な利用環境を提供すること。

清 掃 箇 所	作 業 内 容
④ 屋外・ステージ 広場・駐車場 券売場・洗面台 各プールサイド 各プール レストスペース オーバブリッヂ 食堂	ア.プールサイドは、ほうき清掃 イ.プール底、側面、排水溝の清掃 ウ.プールサイドのテーブル椅子等の拭き清掃 エ.プール出入口手摺りの磨き上げ オ.レストスペース、駐車場、広場、ステージのほうき清掃 カ.芝生等の除草、散水 キ.ゴミ屑入れ及び吸殻入れの清掃 ク.飲水台、洗眼台、テーブル縁の磨き上げ ケ.ゴミを収集し搬出及び集積場の清掃 コ.トイレットペーパー・水石ケンの補充 サ.食堂の清掃 シ.食器、調理器具等の清掃 ス.その他必要な清掃

4 定期作業

	作 業 内 容
開設期間中2回以上 実施する作業	ア.全床面（コンクリート部分を除く）を 中性洗剤による、洗浄後ワックスを塗布 する イ.腰壁、ドア等洗剤による拭き上げ ウ.その他必要な清掃

監視員のローテーション		
1	総括責任者	1 人
2	監視業務責任者	1 人
3	衛生管理者	
4	プール監視	1 5 人（内 休憩①②）
＊ 監視塔①		
＊ 控え①②③		
＊ 多目的①②		
＊ 流水①②③④⑤⑥		
＊ チビッコ①		
5	巡回	2 人
6	検札	} 5 人
7	更衣室	
8	放送・洗体槽	
＊ 検札①②		
＊ 更衣室・放送・洗体槽①②③		
10	看護師	1 人
11	夜間常駐	1 人
12	機械	2 人
13	清掃	2 人
計		3 0 人

プールの監視員数

区 分	人 数
1 総 括 責 任 者	1
2 監 視 業 務 責 任 者	1
3 衛 生 管 理 者	
4 プール監視	15
監視塔	
流水プール	
チビッコプール	
多目的プール	
5 巡 回	2
6 検 札	5
7 更衣室	
8 放 送	
9 洗 体 槽	
10 看 護 師	1
11 夜 間 常 駐	1
12 機 械	2
13 清 掃	2
合 計	30

※ 他業務の者とも連携し、業務ローテーションを行い、適宜休憩ができるように工夫すること。

仕様書特記事項

- 1 佐野市（以下「甲」という。）が指定した指定管理者（以下「乙」という。）は、この仕様書等に基づき利用者の安全と円滑な運営を図るため、信義に従って誠実に履行すること。
- 2 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関係法令の全ての責任を負うこと。
- 3 乙は、いかなる場合でも業務に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないように務めるとともに、従業員の労務管理並びに衛生管理、その他労働関係については十分に注意を払うこと。
- 4 乙の従業員に、業務の遂行または管理に著しく不相当と認められる者がある時等で、甲は乙に対して改善要求を行うことができる。この場合乙は、適切な処置を取り、その結果を甲に報告すること。
- 5 乙の従業員が、業務遂行中に甲及び第3者へ損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償する。ただし、甲が特に認めるときは、乙と協議してその負担額を定める。
- 6 乙は、必ず賠償責任保険に加入し、その写しを甲に提出する。
- 7 乙は、重大事故発生等の緊急の場合に備え、直ちに対応できる体制を甲の同意を得て整えておくとともに、対応をマニュアル化し、その内容を記した書類を甲に提出する。

プール開設期間中における使用品目（参考事項）

消耗品・薬品・その他等

品 名	数 量
次亜塩素酸ソーダ	10kg×1,500
ハイライト	100錠×10 ケース
クリーンプールF	10kg×2 ケース
トイレットペーパー	100個入×10箱
消臭剤（大・小便器）	5個入×30袋
ビニールごみ袋大	3,000枚
ガソリン	300 ℓ
ユニホーム	従事者必要分
救急医薬品 （別紙医薬品リスト参照）	1 式
清掃用品 デッキブラシ	20本
清掃用品 竹箒	30本
清掃用品 その他	1 式
塩素濃度測定器及び試薬	1 式

医薬品リスト

現在の救急医薬品の内訳（必要に応じて常備すること）

No.	品名	No.	品名
1	シャボネット	21	オーキュウバンフリー
2	ケ-パ°ン消毒液 A	22	滅菌カ°-セ°
3	クリーン消毒綿	23	滅菌ハ°ット°
4	伸縮エースバン	24	白十字カ°-セ°
5	ツヅ包帯 S	25	カ°-セ° カットタイフ°
6	キンカソ	26	ホ-タイ L
7	ハ°ファリソ A 大人	27	コ-ワのユニ-ク伸縮包帯
8	セイカソ	28	抗菌伸縮包帯 M サイズ°
9	ウエルパス	29	紙テープ°
10	薬用ハント°ローフ°	30	綿棒
11	ムヒのきず液 沁みない	31	ハ°ナハ°ツフ°
12	ムヒ S	32	目薬
13	ヒ°ツフ° コットンホ°ール	33	ハ°ファリソ C 子供
14	綿球 No. 7	34	セイカソ糖衣 A
15	綿球 No. 20	35	イソジン
16	カットハ°ソ ファーストイト°	36	
17	コ-ワ フ°ロテクター防水ハ°ソソウ M	37	
18	コ-ワ フ°ロテクター防水ハ°ソソウ L	38	
19	ハ°ント°イト° フリーサイズ° 半透明	39	
20	ハ°ント°イト° フリーサイズ° コットン厚手	40	

※ ただし不足を生じたものは随時補給するものとし、その費用は指定管理者の負担とする。

※ 上記、記載物品以外にも必要なものがある場合は、指定管理者が用意することとし、その費用は指定管理者の負担とする。